

東海市選挙管理委員会告示第37号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月2日

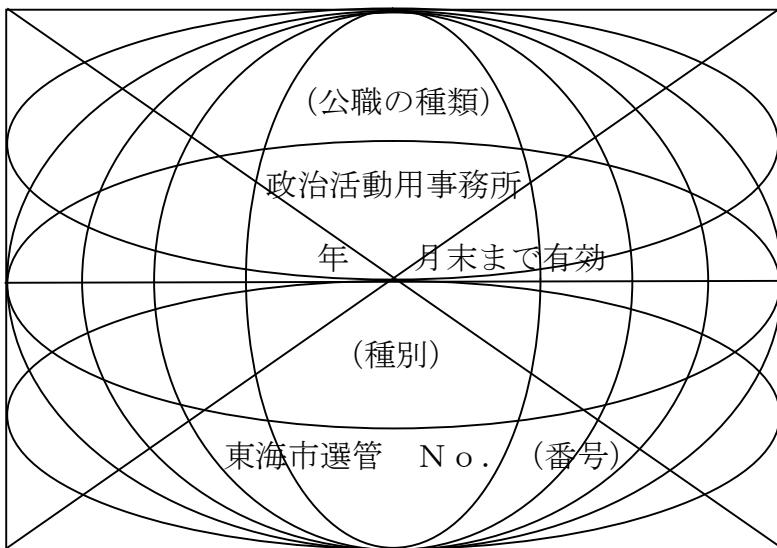
東海市選挙管理委員会委員長 稔 田 とし恵

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部を改正する規程

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程（昭和50年東海市選挙管理委員会告示第52号）の一部を次のように改正する。

別記様式中備考以外の部分を次のように改める。

別記様式（第1条関係）



附 則

- 1 この規程は、告示の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の規定に基づいて表示に用いられている証票でその有効期限を経過していないものは、改正後の政治活動のために使用する事務所に係

る立札及び看板の類の表示に関する規程の規定に基づいて表示に用いられたものとみなす。